

○伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

平成27年9月30日

条例第30号

改正 平成27年12月25日条例第41号

平成28年12月22日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の規定に基づき、市による個人番号及び個人番号カードの独自利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 個人番号カード 法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りで

ない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、法別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対して、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(個人番号カードの利用)

第6条 法第18条の条例で定める個人番号カードの利用は、次に掲げるものとする。

(1) 伊那市印鑑条例（平成18年伊那市条例第60号）第8条第1項に規定する印鑑登録証

(2) 多機能端末機（地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づく機構と契約した民間事業者が設置した証明書交付機能を有する端末機をいう。）を利用した住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付

(利用資格及び利用期間)

第7条 前条に定める個人番号カードの利用は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民票に記載されている者が、個人番号カードの有効な期間に限りすることができる。

(委任)

第8条 この条例の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
(伊那市住民基本台帳カード利用条例の廃止)
- 2 伊那市住民基本台帳カード利用条例(平成18年伊那市条例第59号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の伊那市住民基本台帳カード利用条例第2条の規定による住民基本台帳カードの利用については、なお従前の例による。
(伊那市手数料徴収条例の一部改正)
- 4 伊那市手数料徴収条例(平成18年伊那市条例第57号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年12月25日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
(伊那市印鑑条例の一部改正)
- 2 伊那市印鑑条例(平成18年伊那市条例第60号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成28年12月22日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例(平成18年伊那市条例第71号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関

		する情報又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの
--	--	---